

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)
の翌日

目 次

- ◆ 告 示
 - 保険医の登録
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 土地改良区の定款の変更の認可
 - 土地改良事業の認可
 - 入会林野整備計画の適否の決定
 - 解除予定の保安林(二件)
 - 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 麻^かの指定の一部改正
- ◆ 正 誤
 - 昭和五十四年十月鳥取県告示第八百五十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第千三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第百八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福 島 光 洋	鳥齒第三八七号	昭和五十四年十一月五日

鳥取県告示第千四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第百

六十三号) 第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜広原 一〇〇〇一	昭和五十四年十一月十九日
菊川 医院	八頭郡用瀬町大字別府 一〇二一一	昭和五十四年十一月十八日
山本歯科医院	鳥取市扇町一二七	昭和五十四年十一月二十一日

鳥取県告示第千四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 所 在 地 申出の都道府県名 申出の受理の年月日

本家内科医院	八頭郡若桜町大字若桜広原一〇〇〇一	全国	昭和五十四年十一月十九日
菊川 医院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二一一	"	昭和五十四年十一月十八日
山本歯科医院	鳥取市扇町一二七	"	昭和五十四年十一月二十一日

鳥取県告示第千四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十一月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十三号

西伯町から申請のあつた町管土地改良(掛相地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十四号

八頭郡船岡町大字見槻四四二番地見槻地区入会林野整備組合長平木武夫から申請のあつた見槻地区入会林野整備計画については、昭和五十四年十一月十三日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

見槻地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字湊ノ三 一七二二の二、一七二二の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字湊ノ三 一七二二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥取市田島土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名 住 所

- 岸 田 信 蔵 鳥取市西品治四七六番地一
- 秋 里 壽 幸 鳥取市田島四三五番地一
- 林 利 夫 鳥取市古海七五三番地二
- 浦 島 丈 徳 鳥取市田島四三九番地
- 大 江 貞 鳥取市田島四三五番地
- 羽 田 正 一 鳥取市田島五四一番地
- 山 田 峯 蔵 鳥取市西品治六一六番地九
- 吉 田 実 蔵 鳥取市田島五〇〇番地
- 山 田 忠 衛 鳥取市西品治七九一番地

鳥取県告示第千四十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月二十九日 鳥取県指令受倉土維第七百八十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字徳万字五反田及び字仁田（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字田後四三二番地

中国住宅産業株式会社

代表取締役 中西了介

鳥取県告示第千四十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^{かひ}廟の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

昭和五十四年十一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県教育研修センター 鳥取市湖山町北五丁目二〇一」を
 鳥取県
 教育研修センター 鳥取市湖山町北五丁目二〇一
 立社会教育センター 鳥取市扇町二一
 に改める。

正 誤

昭和五十四年十月鳥取県告示第八百五十六号（解除予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 三 上 終わりから二 六八七 六八七の二